

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（~~廃止~~・~~縮減~~）

（内閣府）

制 度 名	地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置			
税目（条文番号）	所得税			
見 直 し の 内 容	<p>「廃止」</p> <p>（税制の概要） 地域再生に資する事業「地域再生事業」を行う株式会社（特定地域再生事業会社）に対する投資について、税制上の優遇措置（投資額控除、損失繰延）を講じ、地域再生事業に対する「民間の志ある投資」を誘導することにより、民間の力による地域再生を促進する税制。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法第 37 の 13、第 37 条の 13 の 2、 地域再生法第 5 条第 3 項第 1 号、第 13 条</p> <p>（増収見込額の根拠） 適用件数の実績が無い（減収額の実績も無い）ことから、増収見込額無し。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1167 1489 1261" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">増収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	—
増収見込額 （平年度）	—			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本税制は、平成 17 年度の創設以来、現在まで活用実績がないところである。</p> <p>今般、既存の租税特別措置について、ゼロベースからの徹底した見直しを行うとの方針の下、本税制の存続は困難と考える。</p>			

